

# 遊漁船の安全・安心確保推進事業

## 公募要領

### ＜本補助金を申請される方へのお願い＞

- この資料には補助金の申請方法や提出書類等が詳しく記載されています。申請される前に必ず内容をご確認ください。
- 本補助金の申請はインターネットからのみ受付いたします。  
本事業では郵送での受付はしておりません。  
郵送での申請をご希望の場合は、海洋水産システム協会が運営している「遊漁船安全設備導入支援事業」にお問い合わせください。  
(2026/7/31締切予定)  
海洋水産システム協会 遊漁船安全設備導入支援事業 事務局  
電話03-6411-0021
- 本補助金の申請はパソコンからお願いいたします  
(スマートフォンやタブレット端末は動作保証の対象外となります)。  
パソコンがない場合は、代理人の申請を認めていますので、ご家族や職場の同僚の方に依頼して申請してください。
- 手続きを行う際は、Word, Excel, Power Point等のオフィスソフトウェアを使用しますので、あわせてご準備をお願いします。
- 見積書と領収書は専用フォーマットを使用して提出いただくため、販売店に依頼が必要です。

Ver\_1.1

令和8年5月7日

遊漁船の安全・安心確保推進事業事務局

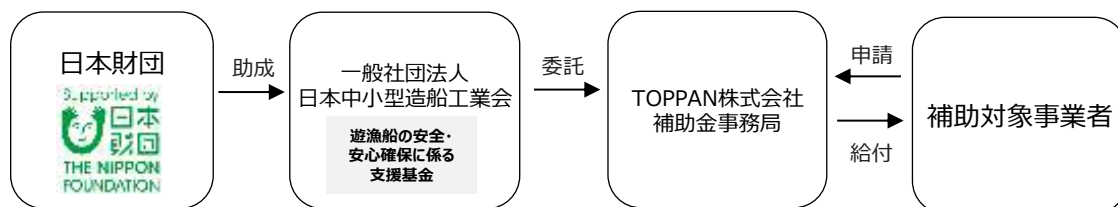
<b>1 事業の概要</b>	<b>02</b>
<b>2 補助対象事業者(受給者)と補助対象船舶</b>	<b>03</b>
<b>3 4つの安全設備</b>	<b>04</b>
3-1業務用無線設備	04
3-2非常用位置等発信装置	06
3-3改良型救命いかだ等	08
3-4浸水警報装置・排水設備	10
<b>4 申請方法</b>	<b>13</b>
<b>5 申請の流れと提出書類</b>	<b>15</b>
5-1申請ID作成	16
5-2給付申請（登録内容と提出書類）	17
1.本人確認書類	18
消費税免税事業者確認書類	19
2.遊漁船業者登録票	22
3.船舶検査証書	23
4.見積書	24
5.給付申請内訳書	25
5-3実績報告（登録内容と提出書類）	26
1.領収書	27
2.実績報告明細書	28
3.納品報告写真	29
日本財団ロゴシールの送付について	31
5-4精算払請求（登録内容と提出書類）	32
5-5補助金振込	33
<b>6 事業終了後について</b>	<b>34</b>
<b>7 お問い合わせ先</b>	<b>35</b>

## 概要

安全・安心確保推進事業(以下本事業)とは、遊漁船の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航を実現することを目的に、①業務用無線設備、②非常用位置等発信装置、③改良型救命いかだ等、④浸水警報装置・排水設備を「4つの安全設備」として定め、その購入設置費用の一部を支援する補助金制度です。

## スキーム

本事業は、一般社団法人日本中小型造船工業会が、ポートレース事業の交付金による公益財団法人日本財団からの助成金を受けて設立した遊漁船の安全・安心確保に係る支援基金を活用することで、遊漁船の安全対策に積極的に取り組む者を支援することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航を実現することを目的とするものです。TOPPAN株式会社では、日本中小型造船工業会との間で補助金事務局の運営に関する業務委託契約を締結し、補助対象事業者からの申請受付から補助金の給付までを行います。



## 実施期間

本事業は令和8年5月7日より受付を開始し、令和11年度まで継続して実施します。

令和7年4月1日以降に、購入された安全設備が補助の対象になります。

本事業の予算は30億円です。但し、令和11年度前でも予算が無くなり次第事業を終了します。

### 補助対象事業者

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく登録を受けて遊漁船業を営む事業者が対象です。漁業との兼業者も含まれます。旅客船事業を兼業されている方は、小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金をご活用ください。

### 補助対象になる船舶

補助金給付の対象となる船舶は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊漁船が補助対象船舶です。

※設置義務は無い設備を申請したい場合（平水区域で改良型救命いかだを設置する等）は、事業者と船舶の要件を満たしていれば、設置義務の有無にかかわらず補助対象となります。

4つの安全設備の概要と設備の条件、補助対象金額の範囲、補助金額は下記の通りとなります。

### 3-1 業務用無線設備

#### 設備の概要

写真出典：株式会社八重洲無線、古野電気株式会社、ユニデンホールディングス株式会社



VHF無線電話



MF無線電話



27MHz帯無線電話



400MHz帯無線電話

(写真の設備は一例です。例えば40MHz帯無線電話など写真が掲載されていない設備も業務用無線設備となります。詳細は「補助対象となる設備」の欄をご覧ください。)

船舶で業務用無線設備を使用するためには、船舶無線局免許及び無線従事者免許が必要です。

**業務用無線設備を設置するだけでは法定無線設備とはなりません。**注

法定無線設備の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省ホームページをご確認ください。

注：通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局等の条件を満たすことが必要です。

#### 補助対象となる設備

- 総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は[業務用無線設備\\_製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合は事前に事務局までお問い合わせください。

※総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品には補助金を給付できません。

※衛星携帯電話は法定無線設備に該当しますが、汎用性が高いため、今回の補助事業の対象外となります。

一般に、補助事業においては汎用性が高く事業目的以外にも利用可能な機器等については補助対象となりません。

## 3-1 業務用無線設備

**補助対象になる範囲**

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。（付属品単体のみでは申請できません。必ず本体と一緒に申請してください。）

	補助対象の内容
本体	業務用無線が補助の対象になります。
付属品	アンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクター、アンテナ取付金具、有線マイク（※）、有線マイク専用コネクター（※）、スピーカー（※）、スピーカー専用プラグ（※）

（※）本体にその機能が無い場合の限定となります。詳しくは販売店、メーカーにお問い合わせください。

**補助対象にならない付属品や経費の例**

<補助対象にならない付属品> バッテリー、シガーソケット用電源コード、ワイヤレスマイク、防水型スピーカマイクロフォン、小型スピーカフォン、その他補助対象の本体・付属品に記載がないもの  
 <補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料、免許取得費、その他補助対象の本体・付属品に記載がないもの

**補助金額**

- ▶ 小型船は、実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額（8万円）のうち、低い方の金額を給付します。
- ▶ 大型船は、実際にかかった補助対象経費に補助率（1/2）をかけた額と、下記の表の上限額（6万円）のうち、低い方の金額を給付します。

必ず上限額が給付されるわけではありません。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	8万円
大型船:20トン以上	1/2	6万円

## 3-2 非常用位置等発信装置

## 設備の概要

写真出典：古野電気株式会社ホームページ



AIS(船舶自動識別装置)



簡易型AIS



新型EPIRB

非常用位置等発信装置の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省ホームページをご確認ください。

## 補助対象となる設備

- 総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は[非常用位置等発信装置 製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合は事前に事務局までお問い合わせください。  
※総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品には補助金を給付できません。

## 3-2 非常用位置等発信装置

## 補助対象になる範囲

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。（付属品単体のみでは申請できません。必ず本体と一緒に申請してください。）

## AIS、簡易型AIS

区分	補助対象の内容
本体	<b>AIS、簡易型AISが補助の対象になります。</b>
付属品	VHFアンテナ、GPSアンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクタ、アンテナ取付金具、表示モニター（AIS情報が表示可能なもののみ）、モニターケーブル、GPSプロッター

## 補助対象にならない付属品や経費の例

<補助対象にならない付属品>レーダーセンサー（※）、魚群探知機、サテライトコンパス、振動子、インナーハルキット、MAPカード、結束バンド、その他補助対象の本体・付属品に記載がないもの  
 <補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料、その他補助対象の本体・付属品に記載がないもの

（※）ただし表示部のみは補助対象となります。詳しくは販売店、メーカーにお問い合わせください。

## 新型EPIRB

区分	補助対象の内容
本体	<b>新型EPIRB(自動浮揚型)が補助の対象になります。</b>

## 補助対象にならない設備や経費の例

<補助対象にならない設備> 手動ブラケット付EPIRB  
 <補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料

## 補助金額

- ▶ 小型船は、実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額（38万円）のうち、低い方の金額を給付します。
- ▶ 大型船は実際にかかった補助対象経費に補助率（1/2）をかけた額と、下記の表の上限額（28.5万円）のうち、低い方の金額を給付します。  
必ず上限額が給付されるわけではありません。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	38万円
大型船:20トン以上	1/2	28.5万円

## 3-3 改良型救命いかだ等

## 設備の概要

写真出典：アール・エフ・ディージャパン株式会社、藤倉コンポジット株式会社



改良型救命いかだ



改良型内部収容型  
救命浮器



スライダー (又はシューター)

改良型救命いかだ等の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省ホームページをご確認ください。

## 補助対象になる設備

- ▶ 国交省が型式承認している製品が補助の対象になります。
  - ▶ 設置する製品は[改良型救命いかだ等 製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
  - ▶ 製品リストにない製品を購入する場合、事前に事務局までお問い合わせください。
- ※国交省が型式承認していない製品には補助金を給付できません。

## 補助対象になる範囲

本体が補助の対象になります。設置費用やその他経費は補助対象になりません。

区分	補助対象の内容
本体	改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮器、スライダー (又はシューター) が補助の対象になります。 定員数を満たすため複数の改良型救命いかだ等やスライダーをまとめて申請できます。 (例)最大とう載人員23人の船舶の場合⇒8人乗り救命いかだ+15人乗り救命いかだ

## 補助対象にならない経費

設置費用、復原性計算等の経費

## 3-3 改良型救命いかだ等

## 補助金額

- 実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額のうち、低い方の金額を給付します。  
必ず上限額が給付されるわけではありません。
- 上限額は、下記の通り対象船舶の最大とう載人員により決まります。

## 【最大とう載人員と上限額】

最大とう載人員	上限額	最大とう載人員	上限額
～16人	73.3万円	67～75人	242.6万円
17～25人	100万円	76～100人	285.3万円
26～50人	142.6万円	101～116人	358.6万円
51～66人	216万円	117～125人	385.3万円

※最大とう載人員126人以上の上限額は給付規程をご参照ください。

## 3-4 浸水警報装置・排水設備

## 設備の概要

写真出典：マリンサービス児島（株）カタログ、株式会社工進ホームページ



警報盤



検知器



排水設備

浸水警報装置(警報盤や検知器)、排水設備の設置が必要な区画や設置数等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省ホームページをご確認ください。

## 補助対象となる設備

- ▶ 次ページの機能要件を満たす設備を設置してください。

<ご注意ください>

- ▶ 機能要件を満たすことは、審査システムの誓約画面で確認させていただきます。なお、本補助金は船舶検査の合格を保証するものではありません。万が一、船舶検査等で何か不都合等があった場合でも、補助金事務局では対応いたしかねます。
- ▶ 機能要件を満たせばよいことから、補助対象となる具体的な製品について補助金事務局では回答できません。機能要件を踏まえ、どのような製品を搭載するか造船所等と相談してください。

## 補助対象になる範囲

本体、付属品、設置費用(人件費と部材費)が補助の対象になります。  
補助対象の内容は下記の通りとなります。

区分	補助対象の内容
本体	警報盤、検知器、排水設備が補助の対象になります。
付属品	ポンプ操作盤、スイッチ、ホース、取付台 (動作確保に必要な機器類や吸排水ホース、取付金具等)
設置費用	①人件費、②部材費
部材費例	取付ステー部材、取付部材、電線等、配線材、配管、配管材、固定配管、船外ニッブル、電源ブレーカー、電源ソケット、電源プラグ、電源用コンセント、スイッチ付きソケット、防水コンセント、防水延長コード、内装補修資材(内装材・FRP材)等

## 3-4 浸水警報装置・排水設備

## 機能要件

浸水警報装置・排水設備に求められる機能要件は下記の通り。

給付規程の別添 1 より抜粋

## 1. 浸水警報装置

以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置であること。

- (1) 上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できる検知器である。
- (2) 検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発する警報盤である。
- (3) 2以上の区画の浸水を検知する警報盤にあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できる。
- (4) 船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができる可聴警報を発する警報盤である。

## 2. 排水設備

- (1) 及び(2)の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備又は(1)の要件に適合する可搬式の排水ポンプであること。
- (1) 当該船舶の船体長さ（小型船舶安全規則第2条第1項第2号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有する。
  - ・船体長さが6m以下の船舶：10L/min以上
  - ・船体長さが6mを超え12m未満の船舶：20L/min以上
  - ・船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上
- (2) 損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるよう、排水設備の吸排水管を配置している。

### 3-4 浸水警報装置・排水設備

#### 補助金額

- 実際にかかった補助対象経費に補助率（2/3）をかけた額と、下記の表の上限額のうち、低い方の金額を給付します。  
必ず上限額が給付されるわけではありません。
- 上限額は検知器又は排水設備の購入個数（1個、2個、3個以上）で決まります。

上限額	
1 個購入する場合は	25万円
2 個購入する場合は	40万円
3 個以上購入する場合は	55万円

#### ◆ 検知器と排水設備の個数と補助金額の事例

##### 検知器、排水設備の個数が1個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	1	100,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	-	50,000

本体費用①+②+③	300,000
設置費用④	50,000
補助対象経費①+②+③+④	350,000
補助率2/3	○ 233,333
上限額	× 250,000

##### 検知器、排水設備の個数が2個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	2	200,000
③排水設備	2	200,000
④設置費用	-	100,000

本体費用①+②+③	500,000
設置費用④	100,000
補助対象経費①+②+③+④	600,000
補助率2/3	○ 400,000
上限額	○ 400,000

##### 検知器の個数が3個の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	3	300,000
③排水設備	1	100,000
④設置費用	-	100,000

本体費用①+②+③	500,000
設置費用④	100,000
補助対象経費①+②+③+④	600,000
補助率2/3	○ 400,000
上限額	× 550,000

##### 検知器、排水設備の個数が3個以上の場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	100,000
②検知器	4	400,000
③排水設備	4	400,000
④設置費用	-	150,000

本体費用①+②+③	900,000
設置費用④	150,000
補助対象経費①+②+③+④	1,050,000
補助率2/3	× 700,000
上限額	○ 550,000

- 本体と付属品の合計額を上回る設置費用は、補助対象経費として認められません。設置費用が本体・付属品の合計額を越える場合は、本体・付属品の合計額と同額に減額した上で補助対象経費を算出し、それを基に給付額を決定いたします。

#### ◆ 設置費用が本体と付属品の合計を上回る事例

##### 設置費用が本体と付属品の合計金額を上回る場合

設備名	個数	金額
①警報盤	1	50,000
②検知器	1	50,000
③排水設備	1	50,000
④設置費用	-	300,000

本体費用①+②+③	150,000
設置費用④	300,000 → 150,000
補助対象経費①+②+③+④	450,000 → 300,000
補助率2/3	○ 200,000
上限額	× 250,000

設置費用は、本体+付属品の合計金額に減額されます

本事業は、補助金ホームページからインターネット経由で申請していただきます。

補助金ホームページURL : <https://yugyo-shien.jp/>

本補助金の申請はパソコンからお願いいたします（スマートフォンやタブレット端末は動作保証の対象外となります）。パソコンが準備できない等の場合は、ご家族や職場の同僚の方等に代理申請のご依頼をお願いします。

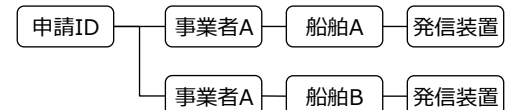
**安全設備毎に申請ID(管理番号)を作成して申請していただきます。**

- 補助金の申請は安全設備毎に申請IDを作成して申請していただきます。
- 遊漁船事業者が同じであれば1つの申請IDで複数船舶の同じ安全設備をまとめて申請できます。
- 1つのIDでの船舶登録は10隻までとなります。
- 申請IDは何回でも作成できますので、安全設備を追加する場合は新規で申請IDを作成してください。
- 安全設備は付属品単体のみでは申請できません。必ず本体と一緒に申請してください。
- 安全設備毎に複数の申請IDを作成する場合や、代理申請で複数の申請者の申請IDを作成する場合、同じメールアドレスを使用してIDを作成することは可能です。

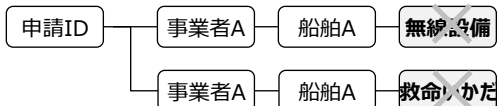
**安全設備単位で申請していただきます。**



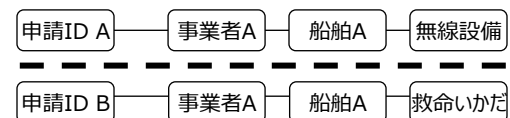
同じ事業者の船舶で、同じ安全設備は、まとめて申請できます。



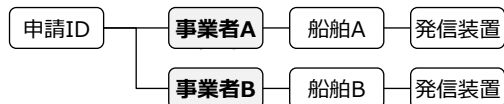
同じ事業者の船舶でも、異なる安全設備は、まとめて申請できません。



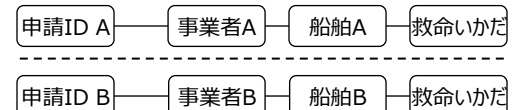
異なる安全設備を申請する場合は、別々の申請IDを作成して申請してください。



安全設備が同じでも、事業者が異なる船舶は、まとめて申請できません。



事業者が異なる場合は、別々の申請IDを作成して申請してください。



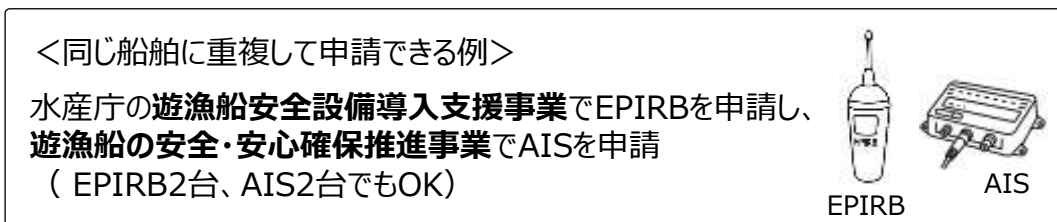
## 安全設備の申請について

- 本事業では、同じ船舶に4つの安全設備それぞれを1回申請できます。  
(同じ船舶に同じ種類の安全設備を2回申請することはできません。)
- ただし、改良型救命いかだ等と浸水警報装置・排水設備は、  
1回の申請で複数の安全設備をまとめて申請することができます。



## 他補助事業との重複申請について

- 国、自治体、団体等の他補助事業と重複して申請できます。(事務局が別に定める補助事業を除く)。



- ただし同じ安全設備を(同じ領収書を使って)別々の補助事業で申請することはできません。

過去の補助金で同じ船舶に既に同じ安全設備を申請している場合、システムにて重複の注意が表示され申請をすすめることができなくなりますので、その際は、同じ領収書を使った安全設備の申請ではないことを事務局までご申告ください。

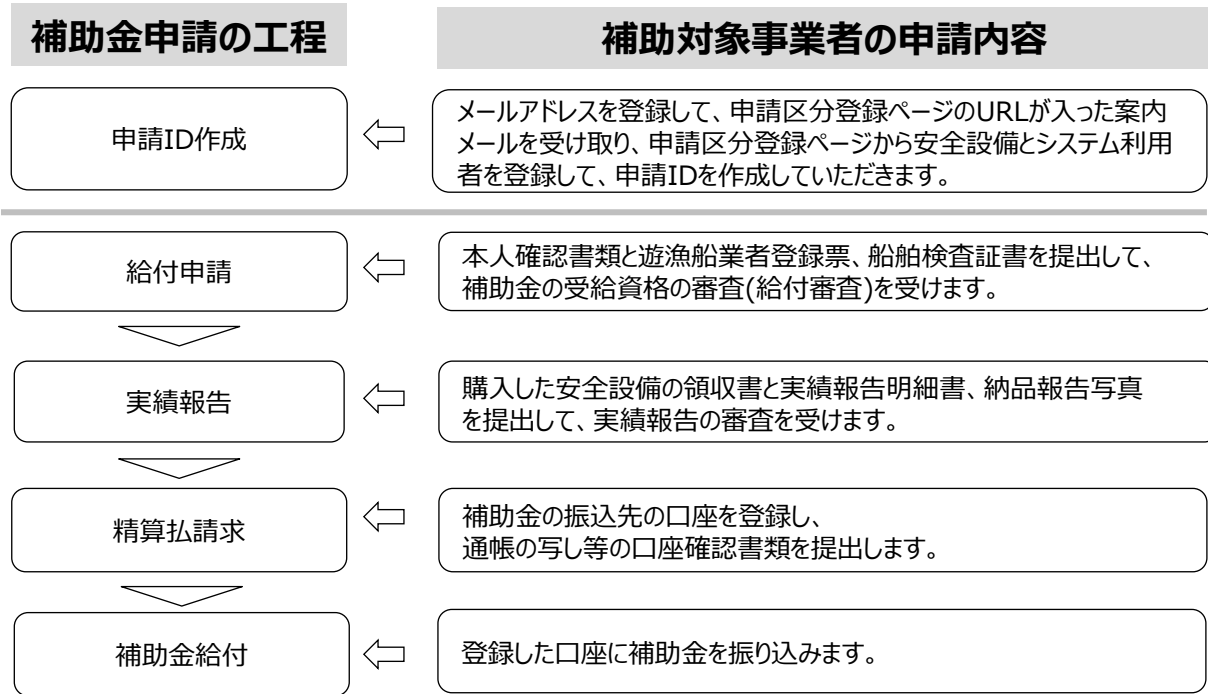
- 同じ領収書を使った安全設備を申請する場合は、既に申請している補助金を取下げしてから申請してください。

海洋水産システム協会が運営している「遊漁船安全設備導入支援事業」で申請した安全設備を本事業で申請される場合は、「遊漁船安全設備導入支援事業」の申請を取下げしてから申請してください。

**「遊漁船安全設備導入支援事業」の取下げ等に関するお問い合わせ先**  
**海洋水産システム協会 遊漁船安全設備導入支援事業 事務局**  
**電話03-6411-0021**

※地方自治体等の補助金で自己負担分の一部が補助される場合は、同じ領収書の安全設備での申請が可能です。該当するかどうかは事務局にご確認ください。

補助金の申請から支払いは、「申請IDの作成、給付申請・実績報告・精算払請求・口座確認」の工程を経て補助金が給付されます。



### 提出書類

それぞれの申請工程で求める提出書類は下記の通りです。

申請工程	確認する内容	提出書類
給付申請	本人確認書類	法人:履歴事項全部証明書 個人:本人確認書類(免許証等)
	消費税免税事業者確認書類 ※免税事業者の場合のみ	法人:法人事業概況説明書 個人:確定申告書ならびに青色申告決算書又は収支内訳書の2点
	船舶確認書類	遊漁船業者登録票
		船舶検査証書
見積金額確認書類 ※浸水警報装置・排水設備のみ	見積書(所定フォーマット)	
	給付申請内訳書(所定フォーマット)	
実績報告	支払金額確認書類	領収書(所定フォーマット)
		実績報告明細書(所定フォーマット)
	納品確認書類	納品報告写真
精算払請求	口座確認書類	通帳の写し等

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 申請ID作成

補助金ホームページで申請IDを作成していただきます。

- ① 補助金ホームページの「ログイン」からメールアドレスを登録して申請区分登録画面のURLが入った案内メールを受け取ります。
- ② 案内メールに記載されたURLにアクセスして、申請区分登録画面から「安全設備」と「システム利用者」を登録して、申請IDを作成していただきます。
  - システム利用者は原則として補助対象事業者(=遊漁船事業者)となりますが、補助対象事業者本人以外の方がシステムを利用される場合は代理人として登録してください。
  - 代理人が申請される場合は、補助対象事業者本人に、事前に誓約事項の内容を承諾いただいたうえで申請してください。
  - 申請IDは、Y+数字1桁+アルファベット1文字+数字5桁の8桁の英数字の番号になります。  
例) Y8P00082

登録項目
安全設備区分
システム利用者区分
代理申請に関する同意
補助対象事業者との関係
システム利用者団体名・法人名
システム利用者氏名
システム利用者電話番号
パスワード

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

申請ID作成後、給付申請では、「遊漁船事業者」と「対象船舶」の情報を登録していただき、必要書類をPDF等のファイルで提出していただきます。（給付申請内訳書はExcel、それ以外はPDFか画像ファイル）

## 登録内容

申請システムに登録していただく内容は下記の通りです。登録の際には、本人確認書類及び遊漁船業者登録票、船舶検査証書の内容を確認のうえ正しく登録してください。

※遊漁船業者登録票の氏名又は名称欄が「屋号＋個人名」の場合、申請システムには「屋号＋個人名」で登録し「個人」申請にしてください。

### 遊漁船事業者登録

登録項目	法人	個人
遊漁船事業者名	○	○
(代表者)氏名	○	－
法人番号	○	－
(所在地)住所	○	○
(代表)電話番号	○	○
ロゴシール送付先	○	○
消費税免税事業者	○	○

### 船舶情報登録

項目	登録内容
遊漁船業者登録番号	遊漁船業者登録票の登録番号を登録
船舶名	船舶検査証書の船舶名を登録
船舶番号	船舶検査証書の船舶検査済番号（数字）を登録
総トン数	船舶検査証書の総トン数を登録
最大とう載人員数	船舶検査証書の「計」欄の人数（複数の記載がある場合は一番多い人数）を入力
補助事業費※	見積金額から積算した補助事業費を登録
排水ポンプ又は浸水センサーの多い個数※	申請する本体設備の個数を登録

※「補助事業費」「排水ポンプ又は浸水センサーの多い個数」は、浸水警報装置・排水設備を申請する場合のみ登録が必要です。

## 提出書類

申請システムより提出していただく書類と留意点は下記の通りです。

NO	提出書類	留意点
1	本人確認書類(必須書類) 法人:履歴事項全部証明書 個人:免許証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 証明書は初回の給付申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものであること。</li> <li>▶ 免許証は初回の給付申請受付日時点で有効期間内であること。</li> </ul> ※初回の申請受付日とは給付申請登録が完了した日付です。
2	消費税免税事業者確認書類	※2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下である場合のみ提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人：法人事業概況説明書を提出。</li> <li>▶ 個人：確定申告書、青色申告決算書または収支内訳書の2点を提出。</li> </ul>
3	遊漁船業者登録票	▶ 船舶本体又は営業所に掲示されている看板の写真、又はホームページで公開されているファイルを提出。
4	船舶検査証書	▶ 申請受付日時点で有効期間内であること。
5	見積書	※浸水警報装置・排水設備の場合のみ提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請用フォーマットで提出。（販売店に依頼が必要）</li> </ul>
6	給付申請内訳書	※浸水警報装置・排水設備の場合のみ提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請用フォーマットで提出。</li> </ul>

⇒次ページ以降で各工程の提出書類を案内します

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 1. 本人確認書類

- 補助対象事業者の本人確認書類として、法人の場合は履歴事項全部証明書(初回の給付申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの/全ページ分)、個人は本人確認書類(運転免許証等：初回の給付申請受付日時点で有効期間内であることを)提出していただきます。

### 法人の場合

履歴事項全部証明書

法人番号: 12345678901234

会社名: 株式会社ABC

代表取締役: 田中太郎

住所: 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

設立年月日: 2020年1月1日

資本金: 100,000,000円

役員: 田中太郎 (代表取締役), 山田花子 (取締役), 鈴木一郎 (取締役)

代表取締役の住所: 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

代表取締役の生年月日: 1980年1月1日

代表取締役の個人番号: 12345678901234

代表取締役の印: [Red Seal]

### 履歴事項全部証明書

- 初回の給付申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの。
- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。

### 個人の場合



### 自動車運転免許証



### 小型船舶操縦免許証

### 本人確認書類: 運転免許証等

- 上記以外の本人確認書類（マイナンバーカード表面等）も対象になります。裏面には個人番号が記載されているため、絶対に送付しないでください
- 初回の給付申請受付日時点で有効期間内であること。
  - 現住所が裏面に記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 消費税免税事業者確認書類

- 消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。
- 2年度前に事業を行っていない場合は、法人事業概況説明書の代わりに法人設立届出書を提出してください。ただし資本金が1,000万円以上の場合は、消費税免税事業者として申請できません。

【ご注意】マイナンバーが記載されている場合は必ず黒く塗りつぶしてください。

### 申請者が法人の場合

法人事業概況説明書

法人事業概況説明書を提出してください。

- 該当する年度が2年度前の年度であること。  
（初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれていること）
- 課税売上金額が1,000万以下であること。

消費税免税事業者で申請いただいた場合、補助金給付額に消費税額が含まれます。

各安全設備ごとに設定された上限額も消費税を含んだ金額が上限額となります。

例) 上限額55万円の場合：本体金額50万円+消費税(10%)5万円

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 消費税免税事業者確認書類

- 消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。
- 個人事業主で2年度前に事業を行なっていなかった場合は、開業届を提出してください。
- 確定申告をしていない事業者は、消費税免税事業者としては申請できません。消費税免税事業者ではない事業者として、申請をお願いいたします。

**【ご注意】マイナンバーが記載されている場合は必ず黒く塗りつぶしてください。**

### 申請者が個人で青色申告の場合

確定申告

確定申告と青色申告決算書を提出してください。

- 該当する年度が2年度前の年度であること。  
(初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれていること)。
- 青色申告決算書の売上(収入)金額が1,000万円以下であること。

青色申告決算書

消費税免税事業者で申請いただいた場合、補助金給付額に消費税額が含まれます。

各安全設備ごとに設定された上限額も消費税を含んだ金額が上限額となります。

例) 上限額55万円の場合：本体金額50万円+消費税(10%)5万円

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 消費税免税事業者確認書類

- 消費税免税事業者として申請する場合、2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる書類を提出していただきます。
- 個人事業主で2年度前に事業を行なっていなかった場合は、開業届を提出してください。
- 確定申告をしていない事業者は、消費税免税事業者としては申請できません。消費税免税事業者ではない事業者として、申請をお願いいたします。

【ご注意】マイナンバーが記載されている場合は必ず黒く塗りつぶしてください。

### 申請者が個人で白色申告の場合

確定申告

確定申告と収支内訳書を提出してください。

- 該当する年度が2年度前の年度であること。  
(初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれていること)
- 収支内訳書の収入金額が1,000万円以下であること。

収支内訳書

消費税免税事業者で申請いただいた場合、補助金給付額に消費税額が含まれます。

各安全設備ごとに設定された上限額も消費税を含んだ金額が上限額となります。

例) 上限額55万円の場合：本体金額50万円+消費税(10%)5万円

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 2. 遊漁船業者登録票

- 遊漁船事業者の確認書類として、遊漁船業者登録票の写しを提出していただきます。
- 船舶や営業所に掲出している遊漁船業者登録票の写真、又はホームページに掲出している遊漁船業者登録票ファイルを提出してください。
- 遊漁船業者登録票はすべての項目が記載されている写しを提出してください。

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期限	
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	

遊漁船事業者として申請される方の

「氏名又は名称」が記載されている

遊漁船業者登録票をご提出ください。

遊漁船業者登録票(写し)

申請ID作成

給付申請


実績報告

精算払請求

### 3.船舶検査証書

船舶の確認書類として船舶検査証書を提出していただきます。

- 申請受付日時点で有効期間内である船舶検査証書を提出してください。
- 裏面に記載がある場合は表面と裏面の両ページを提出してください。

船舶検査証書		第〇〇〇〇号
船名		船種又は定休
船主		船舶所有者
航行区域 (国領水域に限り、十級船種にあっては、沿岸区域)		
最大とう 船人員	乗客	
	船員	
	その他の乗組員	
	計	
制限気圧		
その他の航行上の条件		
有効期間		
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。		
日本小型船舶検査機構 		

遊漁船業者登録票に記載されている船舶名の船舶検査証書をご提出ください。

### 船舶検査証書

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 4.見積書（浸水警報装置・排水設備の場合のみ）

指定フォーマットで作成した見積書を提出していただきます。

- 販売店に依頼して申請用フォーマットで作成し押印した見積書（PDF又は画像）を提出してください。
- 見積書は船舶ごとに1枚を作成してください。
- 見積金額の明細は、安全設備ごとに指定された区分(本体・付属品・設置費用)に分けて記入してください。
- 「パック」「セット」「一式」など、複数項目をまとめた表記のしかたは不備となります。
- 申請用フォーマットには見積作成法人の社印の押印が必要です。

見積書フォーマットは

補助金ホームページの[給付申請用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <販売店に作成いただく見積書フォーマットについて>

- 宛先は、遊漁船事業者を記入。(法人・個人を間違えないようにご注意ください)
- 安全設備を設置する船舶名を記入。
- 販売店様の会社名、住所、連絡先を記入し、社印を押印。

- 金額の明細は、指定された区分に分けて明細を記入。

見積書フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 5.給付申請内訳書（浸水警報装置・排水設備の場合のみ）

見積書の明細内容を転記した、給付申請内訳書を提出していただきます。

- 給付申請内訳書は申請用フォーマットで提出してください。
- 給付申請内訳書は船舶ごとに1枚を作成してください。
- 給付申請内訳書には見積書の区分に記入されている明細を正しく転記してください。
- 申請用フォーマットで自動計算された金額、安全設備本体個数等を申請システムに登録していただきます。

＜浸水警報装置・排水設備の安全設備本体の個数について＞  
安全設備本体個数(及び事業経費)から給付決定金額を決定するため、  
内訳書の安全設備本体の個数は実績報告時に変更できませんのでご注意ください。

給付申請内訳書フォーマットは  
補助金ホームページの[給付申請用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### ＜給付申請内訳書フォーマットの記載内容について＞

The screenshot shows a detailed form with multiple sections. At the top, there are fields for '申請ID' and '申請内容'. Below that, there are several tables with columns for '区分' (Category), '品名' (Item Name), '数量' (Quantity), '単価' (Unit Price), and '金額' (Amount). The tables are designed for recording detailed expense information from estimates.

申請用フォーマットで自動で計算した下記金額等を申請システムに入力。

- ・補助金給付申請額(税抜)
- ・補助対象経費合計金額(税抜)
- ・補助対象事業に要する経費(税抜)
- ・設置費用小計金額(税抜)
- ・本体設備個数

見積書の区分に記入されている明細を転記。

給付申請内訳書フォーマット



実績報告では、実際に支払った実績金額を登録していただき、領収書や実績報告明細書、納品報告写真等の書類を提出していただきます。（実績報告明細書はExcel、納品報告写真はPowerPoint、それ以外はPDFか画像ファイル）

## 登録内容

実績報告明細書にて計算された経費の内訳と本体設備個数をシステムに登録していただきます。

システム登録内容
支出実績額(税抜)
補助対象事業に要する経費(税抜)
設置費用小計金額(税抜)
本体設備個数※浸水警報装置・排水設備のみ

- 金額は全て税抜で登録していただきます。
- 浸水警報装置・排水設備は、本体設備の個数を登録していただきます。

## 提出書類

実績報告では安全設備毎に下記の書類を提出していただきます。

NO	書類名	留意点
1	領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請用フォーマットで提出。（販売店に依頼が必要）</li> <li>➤ 安全設備ごとに決められた区分(本体、付属品、設置費用)に分けて明細を記入。</li> </ul>
2	実績報告明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請用フォーマットに領収書の明細を転記して提出。</li> <li>➤ 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等に関しては、<b>製造番号</b>を記入。</li> <li>➤ 申請用フォーマットで自動で計算した金額等を申請システムに入力。</li> </ul>
3	納品報告写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請される安全設備ごとに以下の写真を提出。</li> </ul> <p>&lt;全安全設備共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶名と登録番号が確認できる船舶全景写真</li> <li>・本体に日本財団助成表示ロゴマークを貼付した安全設備全景写真 ※改良型救命いかだ等のみ、本体ではなく外ケースに貼付</li> <li>・船体や船橋に貼付した日本財団助成表示ロゴマーク写真</li> </ul> <p>&lt;業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全設備の型番・製造番号拡大写真</li> </ul>

⇒次ページ以降で実績報告の提出書類を説明します

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 1. 領収書

安全設備ごとに指定フォーマットで作成した領収書を提出していただけます。

- 販売店に依頼して申請用フォーマットで作成し押印した領収書（PDF又は画像）を提出してください。
- 「パック」「セット」「一式」など、複数項目をまとめた表記のしかたは不備となります。
- 領収金額の明細は、安全設備ごとに指定された区分(本体・付属品・設置費用)に分けて記入してください。
- 給付決定時の浸水警報装置・排水設備の安全設備本体個数は変更することができませんのでご注意ください。
- 領収書には領収先法人の社印の押印が必要です。
- 領収書は船舶ごと、安全設備ごとに1枚を作成していただけます。

領収書フォーマットは

補助金ホームページの[実績報告用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <販売店に作成いただく領収書フォーマットについて>

領収書フォーマット

- 領収日は令和7年4月1日以降であること
- 宛先は遊漁船事業者であること  
(法人と個人を間違えないようご注意ください)
- 品名に安全設備名が記入されていること
- 領収先の会社名、所在地等と社印の押印があること
- 税抜領収金額の記入があること
- 納品した船舶名の記入があること

- 金額の明細は、指定された区分に分けて明細の記入があること。



## 2. 実績報告明細書

船舶ごと、安全設備ごとに1枚、実績報告明細書を提出していただきます。

- ▶ 実績報告明細書は申請用フォーマットで提出してください。
- ▶ 領収書の区分に記入されている明細を転記してください。
- ▶ 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号を記入してください。
- ▶ 申請用フォーマットで自動で計算された金額(浸水警報装置・排水設備は安全設備の本体個数)を申請システムに登録していただきます。

### <浸水警報装置・排水設備の安全設備本体の個数について>

給付申請の安全設備本体個数(及び事業経費)から給付決定金額を決定するため、安全設備本体個数を実績報告で変更することはできません。安全設備本体の個数を変更する場合は、様式4補助対象事業計画変更承認申請書を提出していただき給付申請から再申請していただきます。詳しくは事務局にお問い合わせください。

実績報告明細書フォーマットは

補助金ホームページの[実績報告用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

### <実績報告明細書フォーマットの記載内容について>

申請用フォーマットで自動で計算した下記金額等を申請システムに入力。

- ・支出実績額(税抜)
- ・補助対象事業に要する経費(税抜)
- ・設置費用小計金額(税抜)
- ・本体設備個数

領収書の区分に記入されている明細を転記。  
業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号を記入。

実績報告明細書フォーマット

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

### 3.納品報告写真

納品報告写真として、設置した船舶の全景写真、安全設備本体の全景写真、安全設備本体の拡大写真、船体や船橋に日本財団ロゴシール(仮称)を貼り付けた日本財団ロゴマーク写真の4種類の写真を撮影して納品報告写真申請用フォーマットにて報告していただきます。

※日本財団ロゴシールは交付決定後に遊漁船事業者宛に送付します。詳細は後ページ参照。

- **船舶全景写真**では船舶本体の「船舶名」と「登録番号」が確認できるようにそれぞれ1枚ずつ撮影してください。船舶名と登録番号の両方が確認できない場合は再提出を求めます。※船舶全体の2/3以上が写っている写真を提出してください。
- **安全設備全景写真**では、安全設備本体に日本財団ロゴシールを貼り付けて、船舶に設置されている状態の安全設備全景を撮影してください。※改良型救命いかだ等と非常位置等発信装置でケースがある場合（EPIRB）は、外ケースに日本財団ロゴシールを貼り付けて撮影してください。非常用位置等発信装置について、ロゴシールの貼り方が、使用に支障をきたす場合は、不備となる可能性がございます。
- **安全設備拡大写真**では安全設備本体の型番・製造番号がわかるように写真を撮影してください。（業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等のみ）  
※型番・製造番号は設置してからでは撮れなくなる場合があるので設置前に撮影してください。  
※写真にて型番・製造番号が確認できない場合は再提出を求めます。
- **日本財団ロゴマーク写真**では、船体や船橋など乗客から見える位置に、日本財団ロゴシールを貼り付けたことがわかるように撮影してください。※後日、日本財団ロゴシールの貼付が確認できない際は返金を求める場合がありますのでご注意ください。
- 申請システムに格納できるファイル容量は25MBまでとなっています。上限を超えた場合はパワーポイントの画像容量を減らしてからファイルを格納し直してください。

参考：パワーポイントの画像圧縮方法紹介ページ(NTT東日本)

<https://business.ntt-east.co.jp/bizdrive/column/dr00004-024.html>

納品報告写真フォーマットは

補助金ホームページの[実績報告用フォーマット](#)よりダウンロードできます。

申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 納品報告写真例(業務用無線設備)

業務用無線設備の場合に提出していただく納品報告写真の参考例です。  
それぞれの申請用フォーマットに記載された指示内容を満たした写真を貼付してください。  
※フォーマットに写真を貼付する際、写真のタテ・ヨコの比率は変更しないでください。

写真は事例のイメージで、実際と異なる場合があります。

①船舶全景写真(船舶名確認用)



②船舶全景写真(登録番号確認用)



③安全設備全景写真



④安全設備拡大写真



⑤日本財団ロゴマーク写真



申請ID作成

給付申請

実績報告

精算払請求

## 日本財団ロゴシールの送付について

- 納品報告書で使用していただく日本財団ロゴシールは、給付審査完了後に、遊漁船事業者宛に送付します。
- 遊漁船事業者宛に送付しますので、申請の際には、住所、電話番号を正しく登録してください。
- 日本財団ロゴシールが確認できないと納品報告写真を受け取ることができませんので、お手元にシールが届かない場合は事務局までお問い合わせください。

日本財団ロゴシール  
詳細作成中  
(内容が固まり次第  
記入予定)



## 精算払請求審査～振込までの流れ

- 精算払請求の審査完了後、「精算払請求審査完了のお知らせ」のメールを送付します。
- 申請TOPページに精算払請求書のPDFが作成され、振り込まれる補助金額が記載されます。
- 精算払請求審査完了後、申請された銀行口座の確認処理を行い、その後振込に進みます。  
※口座確認で不備があった場合は不備の確認を行います。
- 振込完了後、申請TOPページに「振込完了日」が表示されます。
- 補助金の振込元の名義は下記となります。  
「小型旅客船安全・安心確保推進事業補助金事務局 TOPPAN株式会社（コガタリヨカセンアンゼンアンシンカクホスイシンジギヨウホジヨキンジムキョクトツパン(カ)」  
※各銀行の文字数制限によっては表示が短くなる場合があります。

- 本事業で取得した安全設備は善良なる管理者の注意をもって大切に使用してください。
- **納品後5年以内は安全設備の売却や財産処分はできません**ので予めご承知おきください。
- 廃船等で船舶が使用できなくなった場合でも、売却や処分せずに安全設備を保管してください。
- 事業終了後5年間は、要求があった際にはいつでも提示できるように補助事業に関する申請書類を保管してください。

電話、メールの問い合わせ先は下記となります。

名 称 : 遊漁船の安全・安心確保推進事業事務局

電話番号 : 050-5830-5394

e-mail : [info@yugyo-shien.jp](mailto:info@yugyo-shien.jp)

受付時間 : 10:00～17:00（土日祝日と年末年始を除く）

## 更新履歴

更新日	バージョン	更新内容
2026/03/23	Ver_1.0	新規作成
2026/05/07	Ver_1.1	表紙 <本補助金を申請される方へのお願い> を変更 インターネットのみの受付。パソコンでの申請とすること、 「遊漁船安全設備導入支援事業」について追記 P2 実施期間で補助金事業の予算を追記 P3 補助対象事業者（受給者）に漁業兼業者を含む等を追記 設置義務が無くとも事業者と船舶の条件を満たせば補助対象となることを追記 P5 業務用無線設備の補助対象になる範囲に新たな項目を追記 P7 非常用位置等発信設備の対象範囲に新たな項目を追記 P14 地方自治体等の補助金についての説明を追記 P17 遊漁船事業者登録の項目にロゴシール送付先を追記 P19~21 消費税免税事業者確認書類について一部変更 P32 精算払請求の登録項目のうち「口座名義人」を「口座名義人（カナ）」と追記